

つばめクラブ他17クラブ

安 全 計 画

令和6年3月策定

一般社団法人 久喜市学童保育運営協議会



# つばめクラブ他17クラブ安全計画

## 第1章 総則

### 1 目的

放課後児童クラブにおける安全確保に関する取組を計画的に実施するため、各年度において、当該年度が始まる前に、施設の設備等の安全点検、並びに放課後児童クラブでの活動等(施設外活動等を含む)に係る職員や児童に対する安全確保のための指導及び職員への各種訓練や研修などの児童に対する安全確保に関する取組についての年間の行動スケジュールを定めることを目的として安全計画(以下「本計画」という。)を定める。

### 2 本計画の位置付け

本計画は、「久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例(平成26年久喜市条例第20号。以下「条例」という。)」に基づき策定する計画とする。

なお、本計画については、クラブの各マニュアルの内容について、具体的な手順とスケジュールによって実効性を担保することを主旨として、本計画と各マニュアルについては、その内容を相互に補完するものとする。

### 3 本計画の履行・改訂

本計画は、計画どおりに履行されることはもちろんのこと、新たな年度が始まる前に、クラブ職員間でその内容を見直し、職員間で共有することが望まれる。

職員は、本計画の改訂が必要と判断する場合は、あらかじめその内容を事務局と協議する。なお、変更が必要と判断する場合には、その内容を関係機関と協議することとする。

また、本計画については、定期的に内容を見直す必要があることから、例年3月を目途に、翌年度の計画等を踏まえ、見直し、変更の上、市に提出するものとする。

## 第2章 細則

### 1 安全点検

#### (1) 施設・設備の安全点検

放課後児童クラブ施設・設備の安全点検は、事故防止・事故対応マニュアルに基づいて、「放課後児童クラブ安全点検・衛生管理状況報告表」によって毎月実施する。安全点検実施においては、点検項目に定める事項の他、季節や利用形態の変化によって、特に重点的に点検すべき箇所を把握し、【表1】のとおり実施する。

また、点検の実施者は、主任、上席または指定する職員とし、点検実施後は、主任、上席に対し書面にて報告するものとする。

さらに、施設の劣化状況調査など市からの依頼等に基づき、随時、必要な点検を実施することとする。

【表1】重点点検箇所

	4月	5月	6月	7月	8月	9月
重点点検箇所	①②	①②	③	①②	①②	③
	10月	11月	12月	1月	2月	3月
重点点検箇所	①②	①②	③	①②	①②	③

①クラブ室全体

②トイレ、出入口

③外部（駐車場、小学校施設等）

#### 【事故防止・事故対応マニュアルでの関連項目】

1 施設・設備等における事故への対応 1.1 安全点検の実施 P4 1.2 施設・設備等における事故防止対策の実施 P6 1.3 運用面における事故防止対策の実施 P6 ※あらかじめ点検項目を明確にしておき、全職員で分担して、「放課後児童クラブ安全点検・衛生管理状況報告表」により定期的に点検を実施することとする。

#### (2) マニュアル（指針）の策定・共有

放課後児童クラブにおける安全管理を含めた包括的な危機管理に関するマニュアルは、原則として一般社団法人久喜市学童保育運営協議会が策定する各マニュアルを用いる。ただし個々の放課後児童クラブがその特性に応じて個別のマニュアルを作成することは差し支えない。事故防止・事故対応マニュアル、その他下記マニュアル及び個々の放課後児童クラブにおいて作成したマニュアルは、策定期間、見直し予定期間及び掲示・管理場所を【表2】のとおり把握する。

【表2】マニュアルの策定・共有状況

分野	策定(改訂)時期	見直し(再点検)予定時期	掲示・管理場所
I 事故防止・事故対応マニュアル	令和7年6月(改訂)	随時	クラブ室
II 防犯・不審者対応マニュアル	令和6年3月(改訂)	随時	クラブ室
III 感染症対応マニュアル	令和6年3月(改訂)	随時	クラブ室
IV 非常災害対策計画	令和7年3月(改訂)	随時	クラブ室

日常の保育において発生した事故またはヒヤリハットした事柄等は必ず職員間で共有し、再発防止に努める。(ヒヤリハット報告シート、事故(問題事象等)発生/対応結果 報告書 作成)

## 2 児童・保護者に対する安全教育等

### (1) 児童への安全指導

児童の年齢、発達や能力に応じた方法で、児童自身が安全や危険を認識し、災害や事故発生時の約束事や行動の仕方について学習し、習得できるよう援助すること。児童への学習は、学年及び実施時期を定め、【表3】に基づいて計画的に実施する。

【表3】児童への安全指導内容

児童の学年	4～8月	9～12月	1～3月
1年生	施設の安全な使用に関する学習	屋外遊びの約束 防災の約束(おかしも)	防犯の約束
2・3年生	施設の安全な使用に関する学習	屋外遊びの約束 防災の約束(おかしも)	防犯の約束
4年生以上	下級生との接し方の学習	運動時の事故と怪我 防災の約束(おかしも)	防犯の約束(身の回りの犯罪について)

### 【各マニュアルでの関連項目】

事故防止・事故対応マニュアル 1.3 運用面における事故防止対策の実施・P5

防災・災害発生時対応マニュアル 1.1.10 防災教育・訓練・P9

感染症対応マニュアル 2 感染予防行動の習慣化の徹底について・・・P3

職員は日常の活動や訓練等を通して、事故の予防や災害時の対応のための約束事や行動の仕方について、児童の発達や能力に応じた方法で理解させるとともに、必要に応じて、警察等の協力を得て交通安全教室などを開催する。

また、職員は児童の年齢に応じた特徴、発達状態、動静など常に実態をよく把握し、その個人差に応じた安全指導を行い、安全計画に基づいて安全管理に対するチェック項目を明確にして毎月確認を行う。

## (2) 保護者等への周知・共有

保護者に対し放課後児童クラブにおいて策定した安全計画やマニュアル等の安全に関する取組内容を必要に応じて協議会だより等で周知する。

放課後児童クラブにおいて策定した安全計画やマニュアル等の安全に関する取組内容について、必要に応じて地域の関係機関と共有する。

また、児童の安全の確保に関して、保護者との円滑な連携が図られるよう、安全計画及び放課後児童クラブが行う安全に関する取組の内容について、公表しておくことが望ましい。

保護者や学校、地域に対しての情報の周知・共有を【表4】のとおり実施する。

【表4】情報の周知・共有の取組

区分	4～8月	9～12月	1～3月
保護者	協議会だより・クラブだよりにて周知	協議会だより・クラブだよりにて周知	協議会だより・クラブだよりにて周知
学校	必要に応じて情報共有	必要に応じて情報共有	必要に応じて情報共有
地域	協議会だよりにて周知 (HPに掲載)	協議会だよりにて周知 (HPに掲載)	協議会だよりにて周知 (HPに掲載)

## 3 訓練・研修

### (1) 避難訓練等

避難訓練は、地震・火災だけでなく、地域特性に応じた様々な災害を想定して行う。救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペンの使用等）の実技講習を定期的に受け、放課後児童クラブ内でも訓練を行うこと。

不審者の侵入を想定した実践的な訓練や119番の通報訓練、災害等の発生に備え、定期的に実践的な訓練を行うこと。

訓練の実施に当たっては、条例第6条第2項の規定に基づき、月次の定期訓練について【表5】によって実施する。

【表 5】 条例第 6 条第 2 項の規定に基づく訓練

実施月	5 月	6 月	9 月	11 月	1 月
テーマ・取組	①	②	④	③	②

また、基準外の訓練においても、現場で想定される各種の訓練について

【表 6】によって実施する。

※参加者は実施日の現場職員で対応

- ①避難訓練(火災)
- ②防犯訓練
- ③避難訓練(地震、火災)
- ④避難訓練(風水害)

【表 6】 その他の訓練

訓練内容	実施予定時期（時期と回数を記載）
119番通報	春・秋 2回
救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペンの使用等）	秋 1回

※参加者は実施日の現場職員で対応

【年間計画より】

放課後児童クラブ自らが企画、立案し、必要に応じて警察・消防等の関係機関の協力を得ながら、防災・防犯・事故対応などの各種訓練を計画的に実施する。

【参考条文】

〈 久喜市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例 〉

第 6 条 放課後児童健全育成事業者は、軽便消火器等の消火用具、非常口その他非常災害に必要な設備を設けるとともに、非常災害に対する具体的計画を立て、これに対する不断の注意と訓練をするよう努めなければならない。

2 前項の訓練のうち、避難及び消火に対する訓練は、定期的に行わなければならない。

(2) 職員への研修・講習

自治体が行う研修・訓練やオンラインで共有されている事故予防に資する研

修動画などを活用した研修を含め、研修や訓練は放課後児童クラブの運営に関係する全ての職員が受講することが望まれる。【表7】のスケジュールで開催される研修に積極的に参加する。

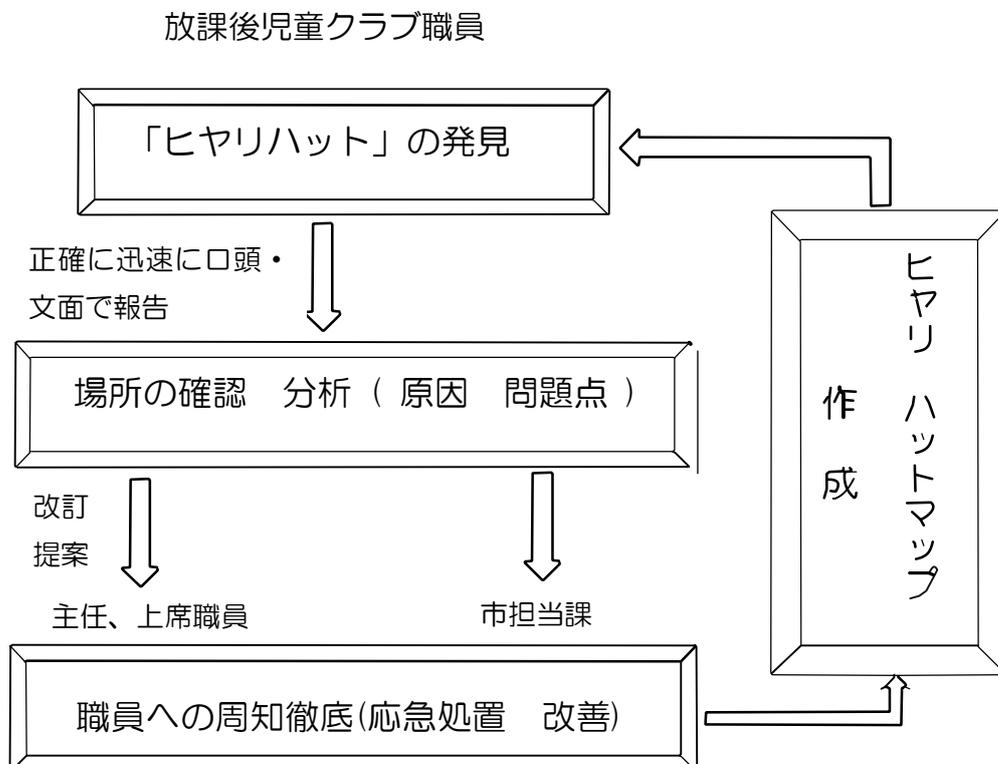
【表7】研修・講習

4～8月	9～12月
放課後児童支援員認定資格研修	放課後児童支援員認定資格研修
放課後児童クラブ新任支援員研修	放課後児童クラブ中堅者研修
アレルギー疾患研修会	放課後児童クラブ管理者研修

#### 4 再発防止策の徹底（ヒヤリハットマップの作成）

事故を予防するためには、過去のけがの記録などを参考にして危険箇所を把握することはもちろんのこと、けがに至らない事例についても検証を進めていくことが重要となる。幸いにも事故を回避できた事例を「ヒヤリハット事例」として、その事例を精査・検証し必要に応じてマップにして表示することで、事故の防止を図る。ヒヤリハットマップの作成にあたっては、【フロー図】に基づいて実施する。

## 【ヒヤリハットマップ作成フローチャート】



### （注意点）

1. 「ヒヤリハット」に気がついた職員は、迅速に口頭又は文書（ヒヤリハット報告書）で主任、上席に報告する。
2. 報告を受けた主任、上席は、現場を確認し、原因や問題点を分析する。
3. 一人がヒヤリハットした場所は、放課後児童クラブ全体の問題とする。
4. 主任、上席は、報告内容を職員へ周知する。併せてヒヤリハットした場所には応急処置を施す。
5. 改善した場合でも、記録として残しておく。
6. マップは常に更新を心掛けて、新たなヒヤリハット箇所を見つけ出す資料とすること。

### 【マニュアルでの関連項目】

事故防止・事故対策マニュアル 1, 6 放課後児童クラブ内での事故に関する共有 P13